社会福祉法人名張育成会　行動計画

〇次世代育成支援対策推進法

職員がその能力を十分に発揮できるよう、仕事と子育てをはじめとした家庭生活との両立を支援し、働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間　令和8年４月１日～令和10年３月31日までの　2年間

2. 内容

目標1：計画期間中に、男性労働者の育児休業等取得率 30%以上とする。

＜対策＞

・令和８年４月～ 配偶者の妊娠・出産申出があった男性職員に対し、育児休業制度等の個別周知及び取得意向確認を実施する。
・令和８年４月～ 所属長に対し、対象職員が生じた場合の業務調整方法に関する周知を行う。
・令和８年７月～ 男性育休の取得実績を管理職会議で定期的に共有する。

目標2：全職員の有給休暇取得率70%以上とする。

＜対策＞

これまでの有休休暇取得実績（令和６年度63.1%、令和７年度65.4%）を踏まえ、以下の対策を行う。

・令和８年４月～　部署別及び個人別の年次有給休暇取得状況を毎月把握する。
・令和８年６月～　取得率の低い職員に対し、所属長が取得勧奨を行う。
・令和８年６月～　半日単位及び時間単位年休制度の利用促進を図る。
・令和８年10月～ 計画的取得の取組を各部署で実施する。

目標 3：フルタイム職員 1 人当たりの各月ごとの時間外労働及び休日労働の合計時間数を20時間未満とする。

＜対策＞

・令和８年４月～ 月次で時間外・休日労働の実績を把握し、超過傾向のある部署を管理職会議で共有する。
・令和８年12月～業務の DX 化・効率化を図り、時間外労働の削減に努める。

〇女性活躍推進法

職員一人ひとりがその能力を十分に発揮できるよう、特に女性の活躍推進及び職業生活におけるキャリア形成を支援し、働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間　令和8年４月１日～令和10年３月31日までの　2年間
2. 内容

目標1：非正規職員から正規職員への転換を、計画期間中に６名以上（うち女性4名以上）とする。

＜対策＞

・令和８年４月～正規職員登用試験を年１回以上継続して実施する
・令和８年２月～登用試験の実施について、全職員へ周知する
・令和８年２月～登用対象となる非正規職員に対し、所属長による個別面談を実施し、受験意向の確認を行う
・令和９年４月～登用実績を男女別に把握し、管理職会議で共有する

目標2：フルタイム職員1人当たりの各月ごとの時間外労働及び休日労働の合計時間数を20時間未満とする。

＜対策＞

・令和８年４月～　月次で時間外・休日労働の実績を把握し、超過傾向のある部署を管理職会議で共有する。
・令和８年12月～業務のDX化・効率化を図り、時間外労働の削減に努める。

以上